



3月9日 JTSU-E 申第3号

その1

2020年3月ダイヤ改正に関する申し入れ 第2回 団体交渉を行う!

1. 2020年3月ダイヤ改正実施にあたっては、輸送体系が大きく変わることからも労使議論を速やかに行い、安全・安心・労働条件の向上が図られる施策とすること。また、関係する社員、利用者に十分な説明を行うとともに必要な訓練を実施すること。

会社回答 必要な教育・訓練を行っているところである。

冒頭、2020年3月ダイヤ改正実施あたり、組合の主張を述べる!

ダイヤ改正を目前にして最後のチェック段階にある。現場の努力に対し労を労うことを確認したい。輸送体系についても大きな変化がある。安全・安心・働きがいを向上させなくては行けない。利便性の向上はあるが、現場の労働実態はきつくなっているのが実態だ。

会社の認識 現場の努力によって3月14日を迎えられることに感謝する。会社として「乗務員勤務制度の行路設定規程」に基づき行路設定を行ってきたところである。

乗務を中断する時間について

組合 食事や睡眠に伴う乗務を中断する時間は、規程に内包されているから良いものではなく、より実態に合わせた要員も確保していくべきだ。

会社 乗務員勤務制度の趣旨に基づいていくが、限られた制度の中で行路作成を各支社が努力しており、列車設定も含めて検討する。また、必要な要員は確保していく考えである。

勤務作成のあり方について

組合 勤務作成にあたり、休日出勤が多く発生している。休日出勤ありきの勤務作成はあるべき姿ではない。乗務員区所では乗務以外の業務に人が多く割かれており、乗務に支障が出て年休取得もままならない。交番順序が正しくまわる要員を配置すべきだ。

会社 休日出勤は命じる場合はある。業務に必要な要員は確保している。乗務や委員会、マイプロ等、全て必要な業務。優先順位をつけるべきものではない。

列車運行に支障をきたすようなことがあってはならない!乗務が最優先とするべき! 対立!

在宅休養時間の確保について

組合 交番順序は、予備勤務も含めて在宅休養時間を確保すべきだ。特に予備勤務は配慮のない勤務作成がされている。また、知らない間に交番順序が変えられおり、会社として指導すべきだ。

会社 安全安定運行を目指す中で、管理者間でのコミュニケーションを図って考慮していく。その上で勤務指示、指定をしていくこととなる。

社員とのコミュニケーションを図り、勤務を考慮することを確認!

その2へつづく



“安全第一・健康第一、で“安心・ゆとり・働き甲斐、のある風通しの良い健全な職場を全組合員で創造しよう!

